

平成26年10月14日

平成25年(行ヒ)第37号 公文書不開示処分取消等請求上告事件

上 告 人 滋 賀 県
被 上 告 人 宮 部 龍 彦
答 弁 書

最高裁判所 第二小法廷 御中

控 訴 人 宮 部 龍 彦

第1 上告受理申立の趣旨に対する答弁

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は、上告人の負担とする。
との判決を求める。

第2 上告受理申立理由に対する答弁

- 1 滋賀県情報公開条例第6条6号を適用することについて

この上告審では、滋賀県内の地域総合センターの名称と位置である「本件要覧の本件目次及び一覧表部分の記載情報」（以降「本件情報」という）が、上告受理申立理由書第1の2にある滋賀県情報公開条例（以降、単に「条例」という）第6条6号「県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうか争点となっている。

条例第6条6号は、情報の公開が県の具体的な業務を妨害することになる場合と解釈すべきものである。条例第6条6号にはアからオとして具体的な例が列挙されているが、もし誰かが不正に情報を入手して公表すれば、偽計業務妨害罪のような刑法犯に問われる可能性の高いものばかりである。

一方、本件情報は既に公になっているものであり、また仮に秘密であったとし

ても公開されることで妨害されるような具体的な事務事業は存在していない。上告人の言う人権啓発が事務事業であるとしても、本件情報が公開であろうと非公開であろうと、人権啓発は可能である。

そもそも、今回の訴訟で問題となってきた、差別や人権といったことは、条例第6条6号ではなく条例第6条1号「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であるかどうか論じられるべきことである。

この点について、第1審で大津地裁は本件情報は条例第6条1号に該当すると判断した。しかし、第2審では大阪高裁は一部の情報は条例第6条1号に該当しないと判断した。なぜなら、条例には、法律や条例により公開されている情報には条例第6条1号は適用できないと明記されているからである。

同和対策施設の位置情報が法律や条例により公開されているのは、それらの施設が地域総合センター、あるいは隣保館と呼ばれる、公の施設だからである。公の施設は、地方自治法により設置管理に関する事項を条例で定めなくてはならず、そして事実として滋賀県下の市町は条例に同和地区施設の名称と場所を明記しており、さらに同和対策目的であることを明記した自治体もあった。

第1審で大津地裁は、条例に明記されていたとしても、住民が知っているわけではないとして条例第6条1号を適用した。しかし第2審では、滋賀県下の市町が同和地区施設の設置管理条例をインターネットで世界に向けて公開していることを被上告人が示したので、大阪高裁はいよいよ条例第6条1号を全面適用できなくなった。

上告審では条例第6条1号が争点から排除されているが、これは、滋賀県と裁判所が、同和対策施設の位置情報を非公開にすることを、差別や人権という観点で説明しようとして、破綻したからである。もし、同和対策施設の位置情報の公

開が「差別行為を助長する」「重大な人権侵害をもたらす」というのであれば、同和対策のために公の施設を設置した国、滋賀県、滋賀県下の市町が差別行為を助長し重大な人権侵害をもたらしてきたということになる。

無論、そのような事を認めるわけにはいかず、被上告人に完全に言い負かされてしまった結果、最後の拠り所が個人の権利利益、すなわち「人権」とは全く関係がない条例第6条6号なのである。「あまりにも正論を言われてしまうと、仕事に支障が出るので、少しは手加減してくれ」ということなのではないか。

2 上告受理申立理由書第1の1柱書について

上告人は、本件情報が差別行為を助長し、重大な人権侵害をもたらすと言うが、前述のとおりこれは条例第6条1号で論じるべきことであって、条例第6条6号とは関係がない。

そもそも、事実審において本件情報が市町の条例により公開されていることが確認されており、公開されているものが改めて公開されることで、誰かの人権が侵害されるような余地はない。また、地方自治法により公開が予定されており、市町の議会の議決によって条例として公開の扱いになったものを、それらに反して非公開にしなければ県の事務事業が成り立たないのであれば、県の事務事業とされているものが法律や条例に反しているということである。

3 上告受理申立理由書第1の1(1)について

本件情報が同和地区を特定する情報であることは、上告人が一貫して言っていることなので、事実なのであろう。

ただ、不可解なのはなぜ上告人がそう主張するのかということである。市町の条例にも、同和地区地域総合センター要覧にも、地域総合センターの設置場所が同和地区であるとはどこにも明記されていない。同和対策目的の施設なのだから、十中八九同和地区内にあるだろうということは想像できるが、それはそれだけのことである。

本件情報が事実として明らかになっている状況で、本件情報が同和地区を特定する情報だと言うことは、同和地区の場所を滋賀県が暴露したのと同等のこ

とである。

従って、上告人は事実として同和地区の場所を秘密にしたいのではなくて、形だけの秘密を守るために、便宜的に本件情報が同和地区を特定する情報であるとの主張をしていると考えざるを得ない。

上告人は「差別事件の発生が後を絶たない」と言うが、被上告人が提訴に至ったきっかけも、非常に程度の低い「差別事件」であった。平成19年8月に、滋賀県愛荘町の役場に、東近江市の住民が同和地区の場所を問い合わせる電話をかけた。愛荘町はそのことを部落解放同盟に連絡し、結果として部落解放同盟と愛荘町、東近江市、そして上告人である滋賀県が加わったの糾弾会が行われた。それなら、情報公開制度を使って書面で同和地区の場所を問い合わせたらどうなるか、被上告人が試したわけである。

東近江市の一市民は、部落解放同盟滋賀県連合会によって糾弾会と称した、検察官と当事者だけの裁判で吊るしあげられ、滋賀県はそれを看過した。一方で、被上告人は糾弾されていない。これをどう考えるべきか。

東近江市の一市民は生活保護を受け、母親が病気であることが糾弾会で暴露されていたが、このように何をやっても反撃できないような相手であれば差別事件であるとして糾弾し、その一方で被上告人のように正面から議論を挑んでくる相手には何の咎めもないことが明らかになった。このように、上告人のいう「差別事件」というのは、客観的な事案の内容ではなく、相手の強弱によってがあたりなかつたりする程度のものである。

滋賀県の言う「差別意識」についてあえて言えば、同和地区が差別されている以上に、このような非人間的かつ欺瞞に満ちた人権啓発が県民に嫌悪されているのではないか。これは全く行政の問題であるが、間接的に同和地区、されには同和地区住民を嫌悪させる原因となるものである。

4 上告受理申立理由書第1の1(2)および(3)について

上告人が挙げている事例のほとんどは滋賀県とは直接関係がないものであり、滋賀県内の具体的な事例を挙げるべきである。

平成22年に、滋賀県野洲市小篠原にある和田地区のアパートについて「同和地区の物件だから家賃が安い」という趣旨の説明をしたことで、パナホーム滋賀とアートホームサービスが部落解放滋賀県連合会に糾弾された「差別事件」があった。その時、野洲市教育委員会人権教育課が研修会の受講費の集金代行をしており、しかも振込先が行政でも部落解放同盟でもなく、個人の口座であった。糾弾会には滋賀県も参加していたので、こういった実態を知っていたはずである（別紙1・別紙2）。

同和地区のアパートの家賃が安いことよりも、同和地区の不動産の固定資産税が安いこと（別紙3）や、「差別事件」の際に行政がやった事の方が桁違いにおかしなことである。上告人を始めとする行政側が、真摯に部落差別を解消する「事務事業」をしているとは言えない実態がある。

被上告人がグーグルマップに掲載してる同和地区の地図については、図書館の文献や公開されている条例などから正当な手段で入手した情報をもとにしており、本件情報とは関係がない。滋賀県は被上告人が差別主義者であるかのように言うが、被上告人は同和地区住民を中傷したことは一度もなく、一貫して行政による啓発のあり方を批判してきた。被上告人は、行政による人権啓発がいかに矛盾に満ちているかを、最も分かりやすい方法で表現しただけである。

被上告人は、同和地区に住もうと、同和地区住民に関わろうと、それで不利益になるようなことはない、だから同和地区名を出しても問題はないのだと一貫して言っている。

一方、形だけの秘密を守るために、同和地区住民と分かると権利利益が侵害されると言ってはばからないのが上告人である。こういったことは、これから同和地区に住む人や、同和地区住民と結婚しようとしている人にも面と向かって言えることではない。

上告人は未だ差別が根強いということ意識調査等を証拠として示しているが、上告人は事務事業として「同和地区住民と分かると権利利益が侵害される」という意識を県民に広めているのだから、期待通りの結果が出ただけであ

る。言い換えれば、意識調査は、差別対象であること自体が同和地区のアイデンティティであるかのように上告人が広めてきた結果である。しかし、それはあくまで県民の脳内の状態であって、現実の実態を反映したものではない。人を殴るとか殺すとか言っている人のうち、実行するのはごく一部であるように、差別するという人が面と向かってそうするかというと、これもごく一部のことである。

5 上告受理申立理由書第1の1(4)について

同和地区の場所が公開されたところで、何食わぬ顔で「同和地区の場所を公言するのはやめましょう」と言うだけならいくらでも出来るのだから、「滋賀県が、これまで積み上げてきた同和問題解決に向けた取組が一瞬にして水泡に帰す」ことはない。その程度のものなら、被上告人が滋賀県の同和地区マップを公開した時点で水泡に帰しているはずである。

6 上告受理申立理由書第1の1(5)について

上告人の言うように、被上告人は裁判の経過の全ての情報をオープンし、1人でも多くの人に知らしめる努力をしているところである。しかし、これは行政訴訟ではごく普通に行われることである。「裁判所も公開を認めた滋賀県内の同和地区の一覧として世間に流布」と言うが、裁判所が認めようと認めまいと、本件情報が条例等により公開されており、現に被上告人も情報を入手しており、なおかつこれが同和地区の場所が分かる情報だと上告人が認めている時点で、公的に認められた同和地区の一覧が世間に流布されている事実は変わらない。

しかし、それは大した問題ではなく、むしろ「そこに住むことで権利利益を侵害される」と認定したことの方が、よほど差別を助長することである。原判決も滋賀県も、(事実として公開状態となっている)同和地区施設の周辺は、そこに住んでいることが分かると権利利益を侵害されるような特殊な場所だと事実上認定した。

無論、被上告人は同和地区がそのような惨めな場所だとは思っていないが、同和地区が行政・司法においてそのように見なされ、取扱われるということは、1人でも多くの人に知らしめなければならない。

7 上告受理申立理由書第1の2各号について

上告人がどのような主張をしたいのか不明確であるが、地域総合センター（あるいは「隣保館」）が事実上の同和地区のランドマークとなっている状態は確かに不適切な状態で、行政側もそれを解消しようとしているところだという趣旨と理解した。

しかし、平成22年に厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活改善係は大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課からの照会に対して、「（隣保設置）運営要綱における「地域住民」は、同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域や何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じてきた地域の住民を示しています。」と回答し、隣保館の対象地域が同和地区であることを事実上認めている（別紙4）。

そのような認識で実施された隣保館の調査資料が、国立国会図書館に納本され、公開されている（別紙5）。資料に掲載された隣保館の位置は、自治体の条例や、民間の電話帳・地図サービス等で容易に知ることができる。

つまり、全国的には国からの予算を得る場合は「隣保館の対象地域は同和地区ですよ、その隣保館はここにありますよ」と主張されている実態があり、上告人の主張は正しくない。おそらく、都合が悪い場面においてだけ便宜的に上告人のような主張がされるのであろう。

8 以上のとおり、差別や人権という観点であれ、事務事業という観点であれ、既に公開となっている本件情報を改めて非公開にするという上告人の主張は既に破綻している。そればかりか、形だけの非公開を守るために、上告人はさらに同和地区に対する偏見を煽るような主張をしなければならない状況に追い込まれている。

被上告人は法律や条例をもて遊んでいるわけではなく、それよりももっと根底のところにある、事実や世の道理から考えても、上告人の主張は矛盾しているから、破綻しているのである。

上告人の主張の根底には、被上告人が同和地区に対する差別を煽ろうとして

いるという決めつけがある。被上告人は、行政の都合により個人の信念を曲げることなく、事実を事実としてはっきりと言える社会であるべきであるという、ごく当然の主張をしているものであり、それはあらゆる立場に関係なく、全ての人に公平に与えられるべき権利である。特に「同和」に関わることに限って、そのような当然の人権が蔑ろにされてきたことが、同和地区が抱える本当の問題についての議論を阻み、そればかりか逆に同和地区に対する偏見を煽ってきた。人権を理由に白い物も黒いと言わなければならないことがあるとすれば、全く本末転倒なことである。

今、守られようとしているのは同和地区住民の人権ではなく、滋賀県の事務事業である。従って、少なくとも判決理由に、人権を守るであるとか、差別を防ぐといった趣旨のことは書けないし、書くべきではない。

滋賀県の事務事業を守るにしても、今後県の職員が住民から地域総合センターの場所を聞かれた場合、その名称や場所を答えられないというのであれば、逆に事務事業に支障が出ることになる。あるいは、聞いた人の思想信条を調べて、同和事業に肯定的であれば教えて、批判的であれば教えないということも、出来るものではない。

以上のとおりであるから、本件上告は棄却されるべきものである。

付 属 書 類

- 1 別紙 1 部落問題・人権問題研修会研修費の請求について
- 2 別紙 2 エイブルネットワーク野洲店における差別発言事件第三回対策会議次第
- 3 別紙 3 野洲市同和対策事業に係る固定資産税減免取扱要綱
- 4 別紙 4 「今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査」にかかるご協力について（依頼）
- 5 別紙 5 2010（平成22）年度隣保館と社会資源等の連携状況アンケート調査